

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(乳等省令) (昭和26年厚生省令第52号)

乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品に関する規格基準を定めるもの

【乳】

- ・生乳
- ・牛乳
- ・特別牛乳
- ・生山羊乳
- ・殺菌山羊乳
- ・生めん羊乳
- ・成分調整牛乳
- ・低脂肪牛乳
- ・無脂肪牛乳
- ・加工乳

【乳製品】

- ・クリーム
- ・バター
- ・バターオイル
- ・チーズ
- ・濃縮ホエイ
- ・アイスクリーム類
- ・濃縮乳
- ・脱脂濃縮乳
- ・無糖練乳
- ・無糖脱脂練乳
- ・加糖練乳
- ・加糖脱脂練乳
- ・全粉乳
- ・脱脂粉乳
- ・クリームパウダー
- ・たんぱく質濃縮ホエイパウダー
- ・バターミルクパウダー
- ・加糖粉乳
- ・調製粉乳
- ・発酵乳
- ・乳酸菌飲料
- ・乳飲料
- ・調製液状乳